**入院中の要介護認定申請について（お願い）**

**入院中に要介護認定申請をする際は、以下の事項を確認してください。**

1. 治療が終了、またはリハビリが進み、概ねの退院予定が決まっている。
2. 退院予定日は、申請日から概ね１か月以内である。
3. 退院後の方向性(施設入所、在宅で介護サービス導入)は、概ね決まっている。

**要介護認定調査は、原則心身が安定した日常の状態で行うことが望ましいです。**

認定調査はサービスを利用する環境下で(在宅介護を予定している人は退院後に自宅で)行うことが基本です。病院から直接施設入所を予定している、または退院直後からサービス導入の必要性がある、などの理由により、入院や手術後間もない時期などに調査を行うと、認定結果が不安定になる可能性があり、要介護度が重度に判定される可能性があります。

ついては、申請を促す際は本人やご家族等にこれらのことを十分に説明していただくようお願いします。

**入院中に申請を促す際は、申請のタイミングや調査場所について、ご本人やご家族とよく話し合ってください。**

****

お問合わせ先

担当　白岡市　健康福祉部　高齢介護課　介護認定給付担当　　　　　　　　　　　　電話　0480-92-1111　内線　172・178・179